

(参考6) 就労時間の下限について(サンプル調査)

- 同様に、市区町村(27市区町村)の協力を得てサンプル調査を実施したところ、就労時間の下限については、主として1週間当たりの就労日数+1日当たり就労時間による方法と1月当たりの就労日数+1日当たりの就労時間による方法で対応している市町村が多かった。

方法	市区町村数
1週間当たりの就労日数+1日当たりの就労時間 (1週間当たりの就労時間も含む)	9
1月当たりの就労日数+1日当たりの就労時間 (1月当たりの就労時間も含む)	11
1日当たりの就労時間	2
その他※	1
特に下限を設けていない	5

※その他: 幼稚園利用可能な時間(帯)以上のもの

- 就労時間の下限分布については、1週当たりでは16時間、1月当たりでは64時間としている例が最も多かった。

1週間当たりの平均下限時間
(上記の表で1週間当たりの就労日数としている市町村)

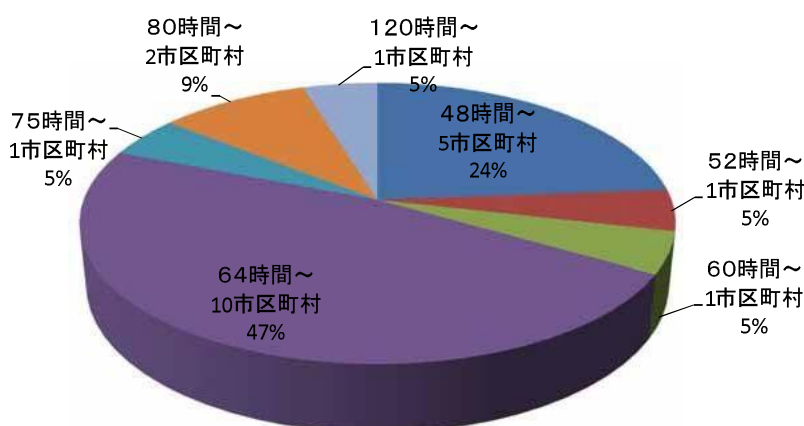
時間	12時間～	16時間～	20時間～	30時間～
市区町村数	2	5	1	1

1月当たりの平均下限時間
(上記の表で1月当たりの就労日数としている市町村)

時間	48時間～	52時間～	60時間～
市区町村数	3	1	1※
時間	64時間～	75時間～	80時間～
市区町村数	5	1	1※

※同一の市が0～2歳児は80時間以上、3歳児は60時間以上としているもの(月13日勤務)

- 1週当たりの平均下限時間をとっている市町村についても、1月を平均4週間と仮定して1ヶ月当たりの平均下限時間に置き換えた上で、全体を見た場合、概ね64時間としている市町村が最も多く、次いで概ね48時間としている市町村が多かった。



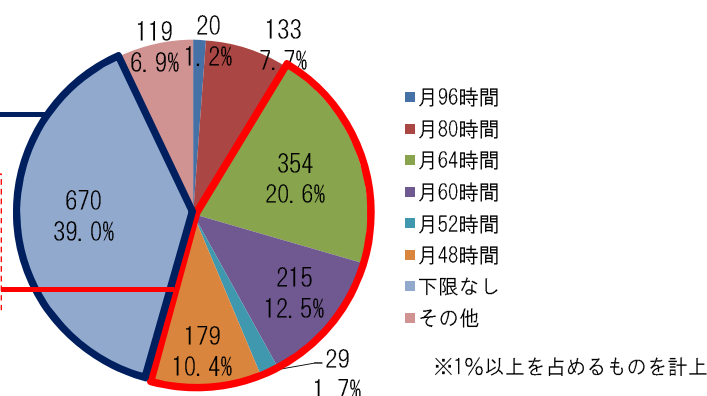
(参考7-1) 就労時間の下限について (全国調査)

○ 全国の市町村(1,742ヶ所)における就労時間の下限について調査を行ったところ、分布は以下の通り。
※回答数: 1,742ヶ所(このうち、保育を実施していない市町村が23ヶ所あるため、総数1,719ヶ所)

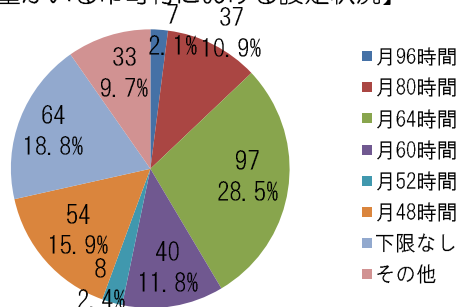
設定時間別の市町村数
(全国)

下限を設けていない市町村は670ヶ所(39.0%)

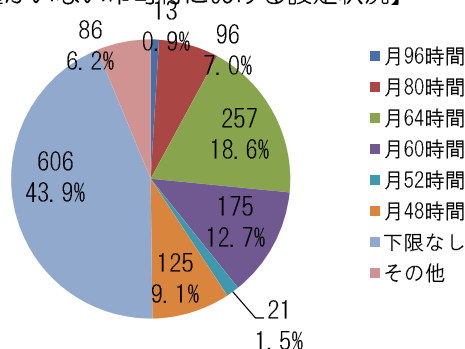
月48時間以上と設定している市町村は179ヶ所(10.4%)
(月48時間、52時間、60時間では423ヶ所(24.6%))
月64時間以上と設定している市町村は354ヶ所(20.6%)
⇒これらの下限を設定している市町村は777ヶ所(45.2%)



【待機児童がいる市町村における設定状況】



【待機児童がいない市町村における設定状況】



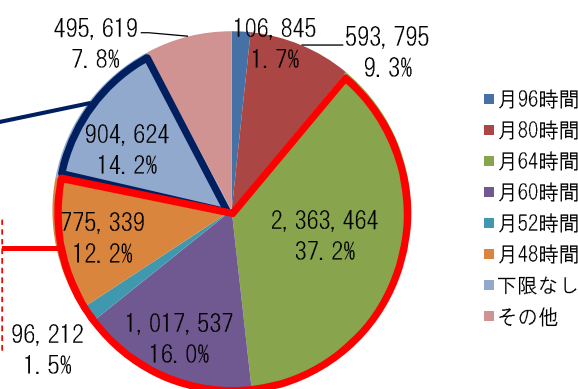
※厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)

42

0～5歳人口の分布状況
(H22国勢調査)

下限を設けていない市町村の0～5歳人口は
90.5万人(14.2%)

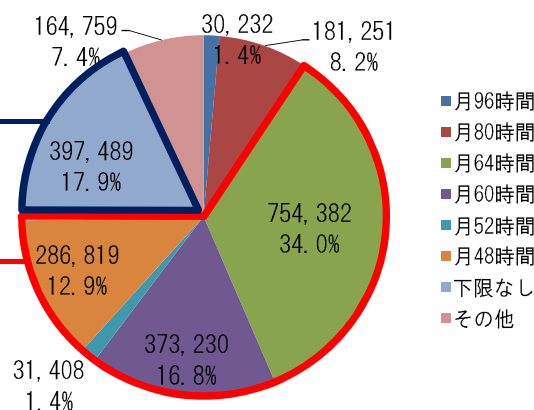
月48時間～月64時間で下限を設定している
市町村の0～5歳人口は425.3万人(66.9%)
月48時間～64時間未満の市町村は188.9万人(29.7%)
月64時間以上の市町村は236.3万人(37.2%)



保育所利用児童数の分布状況
(平成25年4月)

下限を設けていない市町村の保育所利用児童は
39.7万人(17.9%)

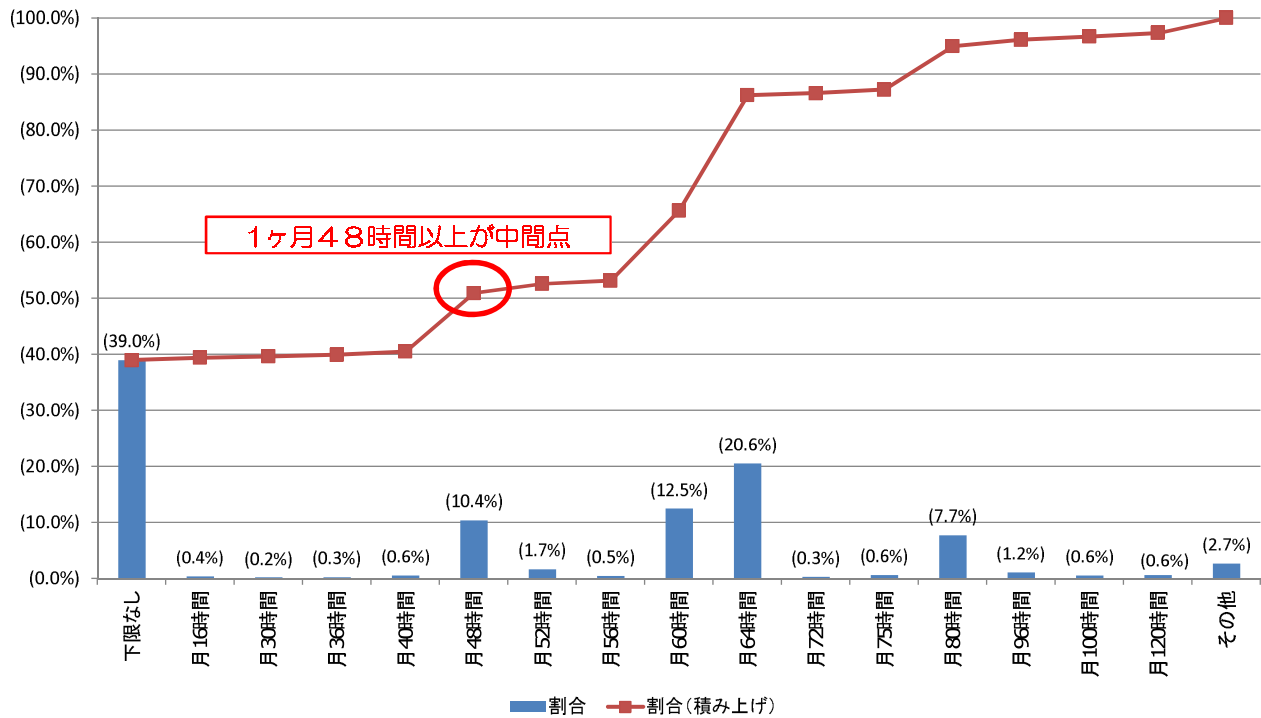
月48時間～月64時間で下限を設定している
市町村の保育所利用児童は144.6万人(65.1%)
月48時間～64時間の市町村は69.1万人(31.1%)
月64時間以上の市町村は75.4万人(34.0%)



※就労時間の下限: 厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)
※0～5歳人口: 平成22年国勢調査

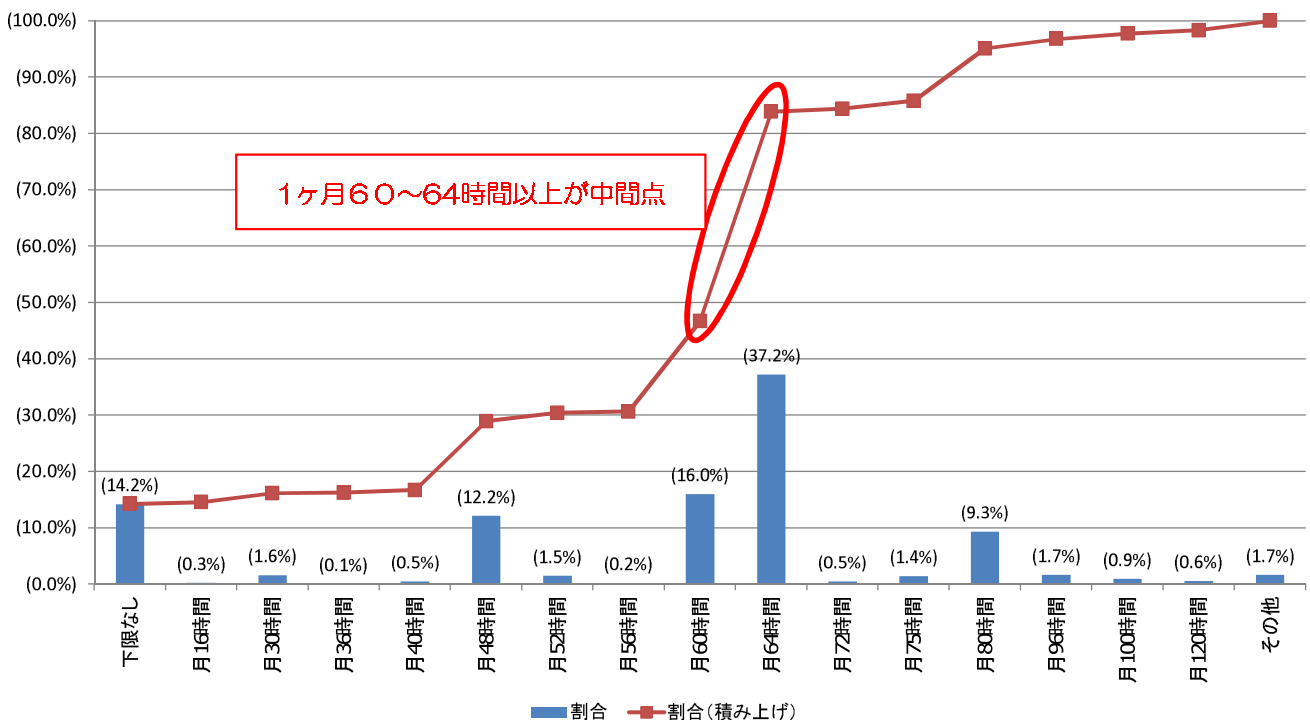
43

自治体数割合でみた就労時間の下限設定状況



※厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)

0～5歳人口割合でみた就労時間の下限設定状況



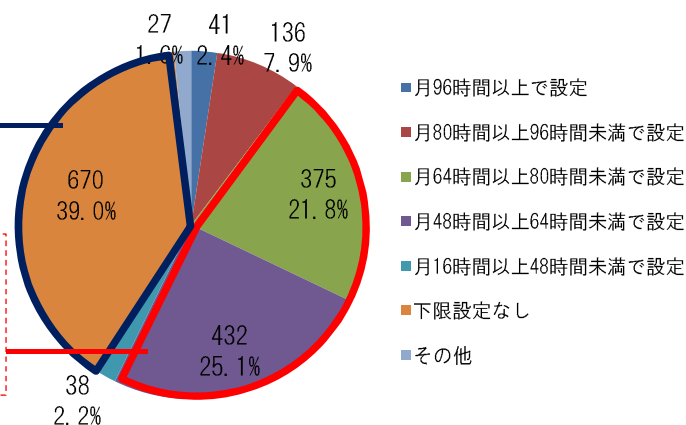
※就労時間の下限: 厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)
 ※0～5歳人口: 平成22年国勢調査

設定時間範囲別の市町村数 (全国)

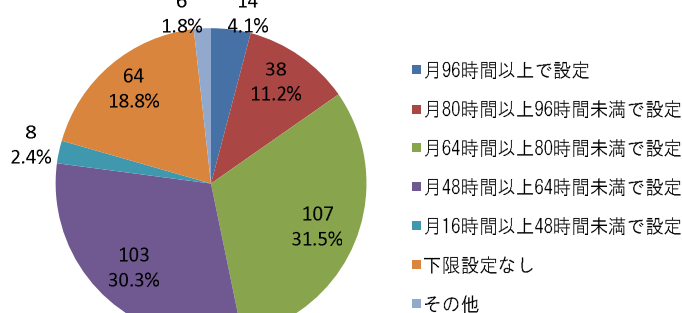
※〇〇時間～△△時間の範囲で下限時間を設定している市町村数

下限を設けていない市町村は670ヶ所(39%)

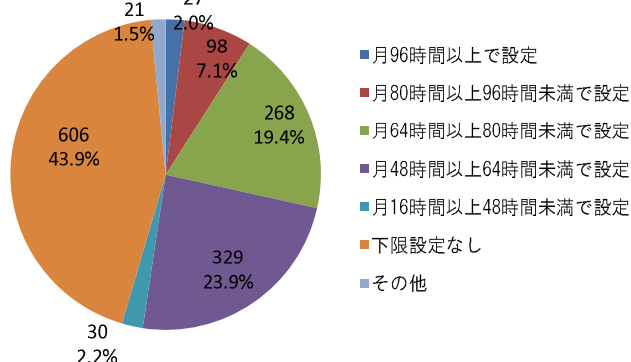
月48時間以上64時間未満の範囲で設定している市町村は432ヶ所(25.1%)
月64時間以上80時間未満の範囲で設定している市町村は375ヶ所(21.8%)
→この範囲で下限を設定している市町村は807ヶ所(46.9%)



【待機児童がいる市町村における設定状況】



【待機児童がいない市町村における設定状況】



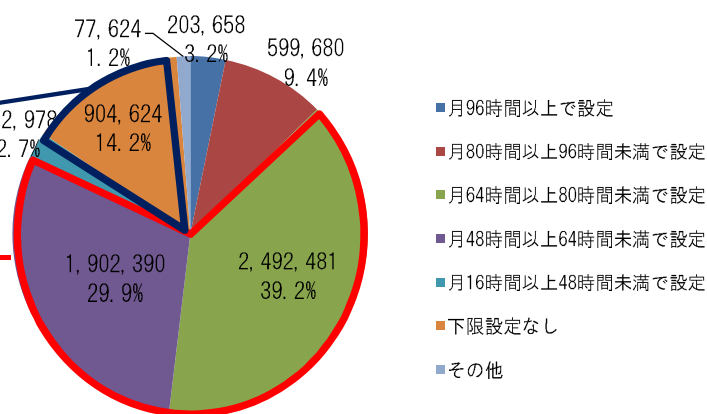
※厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)

46

0～5歳人口の分布状況 (H22国勢調査)

下限を設けていない市町村の0～5歳人口は90.5万人(14.2%)

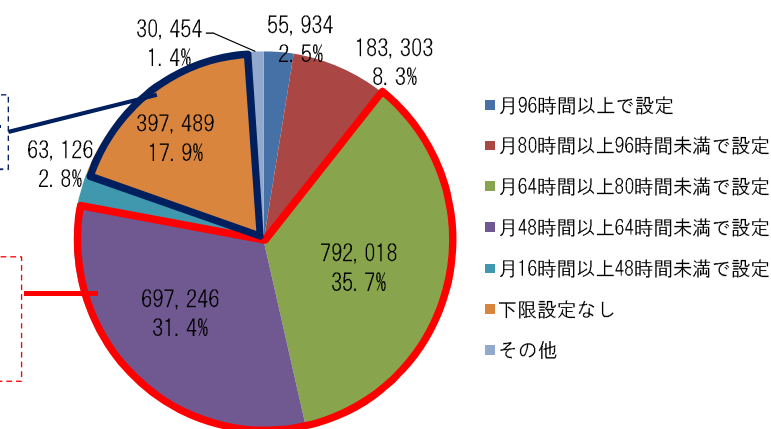
月48時間～月64時間以上で下限を設定している市町村の0～5歳人口は439.5万人(69.1%)
月48時間～64時間の市町村は190.2万人(29.9%)
月64時間以上の市町村は249.2万人(39.2%)



保育所利用児童数の分布状況 (平成25年4月)

下限を設けていない市町村の保育所利用児童は39.7万人(17.9%)

月48時間～月64時間以上で下限を設定している市町村の保育所利用児童は148.9万人(67.1%)
月48時間～64時間の市町村は69.7万人(31.4%)
月64時間以上の市町村は79.2万人(35.7%)



※就労時間の下限:厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)
※0～5歳人口:平成22年国勢調査

47

(参考7-2) 就労時間の下限について(指定都市、中核市、特別区)

○ 参考7-1の全国調査のうち、指定都市、中核市、特別区における就労時間の下限について抜粋すると、分布は以下の通り。

指定都市・1ヶ月当たりの平均下限時間(20市)

時間	30時間～	48時間～	60時間～	64時間～	80時間～	100時間～
市数	1	2	2	12	1	1

※1週間当たりの就労日数を要件としている場合(例:1週当たり4日以上)、1ヶ月4週として推計
※その他が1市ある。

中核市・1ヶ月当たりの平均下限時間(42市)

時間	下限なし	30時間～	48時間～	52時間～	60時間～	64時間～	80時間～	96時間～
市数	7	1	2	2	8	16	2	2

※1週間当たりの就労日数を要件としている場合(例:1週当たり4日以上)、1ヶ月4週として推計
※このほか、明確な下限を設けていない市が5つある(その上で、入所後に一定の就労時間を求めている例もある)

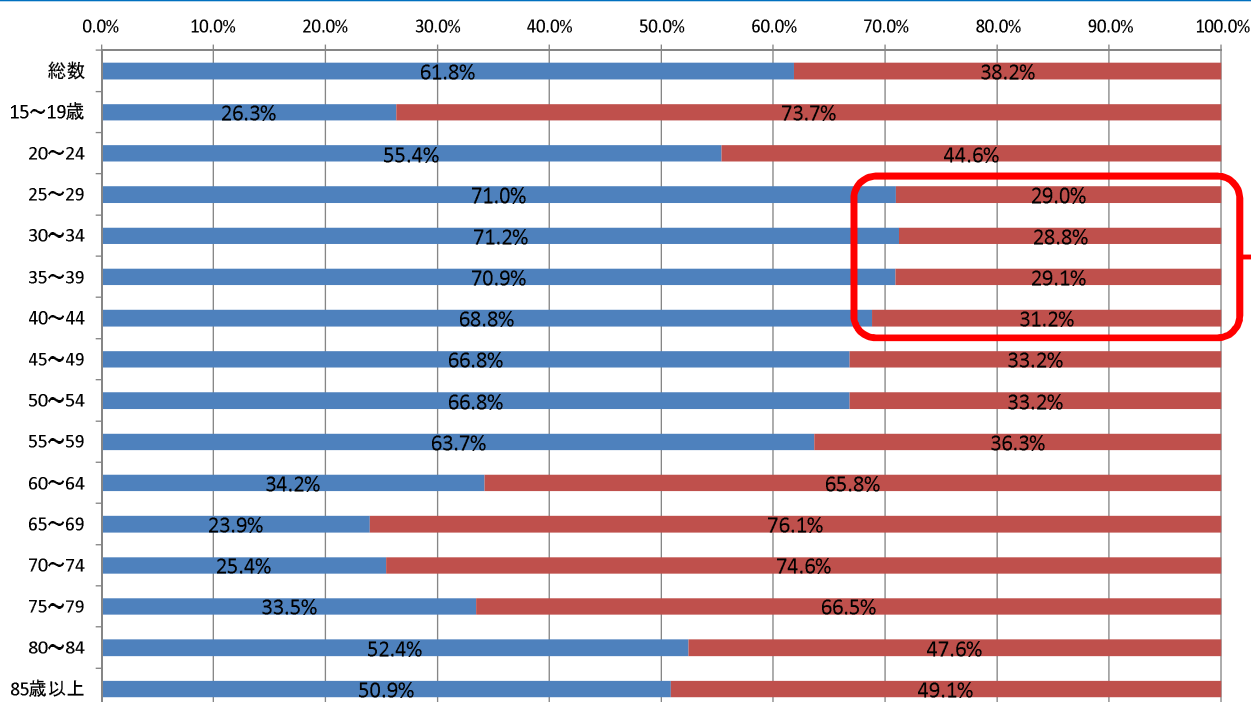
特別区・1ヶ月当たりの平均下限時間(23区)

時間	下限なし	48時間～	52時間～	80時間～
区数	2	17	1	3

※1週間当たりの就労日数を要件としている場合(例:1週当たり4日以上)、1ヶ月4週として推計

48

(参考8) 正規職員と非正規職員の年齢別分布について



■ 正規職員 ■ 非正規職員
※正規職員: 一般職員又は正社員などと呼ばれている者
※非正規職員: 従業員: パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている者
(出典) 平成24年就業構造基本調査(総務省)

※各年代別の男女における非正規職員が占める割合

年齢	男	女
25～29	20.4%	39.3%
30～34	14.7%	47.6%
35～39	10.9%	53.8%
40～44	9.3%	58.6%

49

(参考9) 女性（パート勤務者）の平日における就労時間帯について

○ パート勤務者の女性については、平日、7時台～10時台までに仕事が始まり、14時台～18時台に順次終了していく傾向が見られる。



(出典) 平成23年社会生活基本調査(総務省)
※当該時間帯に働いている場合、数値として計上される

50

(参考10) 出勤と帰宅の時間帯（女性）について

出勤時間

出勤時間が比較的幅広い傾向

1週間の就業時間	構成割合	4時以前	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時以降
35時間未満	43.3	1.2	1.7	3.1	14.0	35.5	19.2	5.5	2.6	3.6	2.6	2.4	2.6	2.2	1.2	1.2	1.6
15時間未満	11.3	1.9	1.4	4.0	14.2	26.9	18.8	6.7	2.9	3.2	3.4	3.0	3.3	3.4	2.0	2.4	2.4
15～29時間	23.2	0.9	2.1	2.9	13.2	36.4	19.9	5.1	2.7	4.5	2.3	2.8	2.3	1.9	1.1	0.8	1.4
30～34時間	8.8	1.3	1.0	2.6	16.3	41.6	17.4	5.4	2.0	1.9	2.4	0.9	2.7	1.8	0.8	0.9	1.0
35時間以上	56.7	1.1	1.6	7.2	34.7	36.6	8.6	3.1	1.4	1.3	0.9	0.9	0.9	0.7	0.3	0.2	0.6
35～39時間	11.4	1.4	1.1	6.1	26.7	41.0	9.5	5.2	1.4	1.7	1.5	1.3	0.5	1.3	0.2	0.4	0.8
40～48時間	32.2	0.7	1.4	7.0	37.2	37.9	7.9	2.2	1.1	1.2	0.8	0.4	0.9	0.5	0.3	0.2	0.5
49～59時間	9.4	1.1	1.6	6.2	40.1	31.0	8.4	3.5	1.8	1.0	0.8	0.5	1.7	0.7	0.5	0.2	1.0
60時間以上	3.7	3.4	5.5	14.6	26.2	25.8	12.1	2.9	1.9	1.3	0.4	4.7	0.3	0.1	0.3	0.3	0.3

帰宅時間

帰宅時間も比較的幅広い傾向であるが、18時台までが多い

1週間の就業時間	構成割合	10時以前	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時以降
35時間未満	43.3	2.6	2.5	7.0	7.6	7.6	11.6	14.6	16.3	12.0	5.3	3.3	2.9	2.8	1.4	2.6
15時間未満	11.3	5.7	6.1	10.5	7.1	7.1	8.3	9.1	12.0	12.8	5.4	3.0	3.9	3.7	2.3	3.0
15～29時間	23.2	2.0	1.9	7.7	9.9	9.4	12.7	14.1	16.0	9.9	4.6	3.6	3.0	2.3	0.9	2.0
30～34時間	8.8	0.9	0.5	1.8	2.0	3.3	11.7	21.3	21.3	16.5	7.2	2.9	1.7	3.1	1.9	3.5
35時間以上	56.7	0.5	0.2	0.6	0.6	0.8	1.5	4.8	22.6	26.9	16.8	9.6	5.0	4.0	2.4	3.5
35～39時間	11.4	0.6	0.4	1.0	1.0	1.9	2.5	8.2	32.2	27.0	11.1	5.7	2.1	1.6	1.4	3.2
40～48時間	32.2	0.5	0.0	0.7	0.5	0.7	1.4	4.4	23.3	30.4	18.4	8.1	4.3	3.1	1.3	2.7
49～59時間	9.4	0.7	0.3	0.4	0.3	0.1	0.9	2.6	12.9	21.5	19.8	15.4	8.0	7.3	4.5	5.4
60時間以上	3.7	0.4	0.3	0.1	1.2	0.1	1.1	1.8	10.2	11.6	14.7	19.3	11.8	11.4	9.0	6.5

(出典) 平成23年社会生活基本調査(総務省)

約7割をカバーしている範囲

※出勤時間＝家を出た時間、帰宅時間＝家に着いた時間

51

(参考 1 1) 預かり保育の終了時間等について

◎幼稚園における預かり保育の実施実績

○実施日数

(割合%)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	その他
私立幼稚園	0.2	0.4	0.9	3.5	73.4	21.1	0.1	0.5
(参考) 公私 計	1.1	1.1	1.2	4.9	69.4	17.3	0.1	4.8

○終了時間

(割合%)

	教育時間 開始前のみ	15時以前	15時台	16時台	17時台	18時台	19時以降
私立幼稚園	0.0	0.3	2.5	19.2	48.5	27.5	2.0
(参考) 公私 計	0.3	2.2	11.2	19.9	42.3	22.6	1.5

(出典) 平成24年度 幼児教育実態調査(文部科学省)

○終了時間(私立幼稚園・経年比較)

(割合%)

	16時以前	16時台	17時台	18時台	19時以降
2007-08調査	2.2	21.4	49.9	24.8	1.6
2012調査	0.2	6.3	33.8	50.8	8.8

(出典) 第2回 幼児教育・保育についての基本調査(ベネッセ教育総合研究所)

52

<論点③> 現行制度等との関係をどう整理していくか

【検討に当たっての視点】

- 現行制度で保育所に入所している子どものうち、新制度では「就労・保育短時間」として認定され得る子どもは、新制度への切替時に「保育必要量」=利用可能な量が減る可能性が生ずることになるが、これらの子どもについてはどのように取り扱うべきか。
 - ※ 公定価格や利用者負担のあり方にも関連。
 - 保育標準時間・保育短時間の区分を設けるに当たり、新制度の施行を境に保育の利用可能な時間数が減る(不利益変更)ことがないよう、新制度への切替時に、「就労・保育短時間」と認定され得る子どもについては、現在の保育の時間数を経過的に保障しながら、必要に応じて保育短時間の選択も可能とするような措置について、検討する必要があるのではないか。
- 新制度への切り替えに伴い、認定の下限等を設定する際、現行制度では、異なる取扱いをしている市区町村について、どのように取り扱うべきか。
 - 同じく、新制度の施行を境に保育の利用ができなくなる(不利益変更)ことがないよう、新制度への切替時に、「就労・保育短時間」と認定され得る子どもについては、市町村事業計画との関係を踏まえながら、経過的な措置について、検討する必要があるのではないか。
 - 認定の下限との関係で、一時預かり事業を柔軟に活用できるよう、検討する必要があるのではないか。
 - 特に、上記の参考によると、就労時間の下限分布には市区町村によって、バラツキが見られるところであり、これを踏まえると、上記の通り、現行の就労時間の下限と今般設定する下限の関係によっては、各市区町村において、
 - ・ 下限時間が現行よりも引き上がった場合
 - ・ 下限時間が現行よりも引き下がった場合
 について、配慮することが必要ではないか。

53

【主なご意見】

- ・保護者の実態は様々であり、新制度を境に利用できなくなることがないよう、柔軟な対応について配慮すべき。
- ・認定の下限を下回る就労時間であっても利用できる、一時預かり等の事業の拡充が必要。
- ・現在、保育所に入所している児童に十分な配慮が必要ではないか。
- ・保育の量的確保に時間を要する点などを考慮した最大10年程度の経過措置は必要。また、2点目の現在入所している児童が不利益を受けないような経過措置も重要。
- ・10年程度の経過措置は長すぎるのではないか。

【対応方針案】

- 現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48～64時間以上」(案3の場合)以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能としてはどうか。
- 現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じてはどうか。

54

3. 「優先利用」について

(1)現状等

- 都市部においては、入所判定の各事由における優先度をつけた上で、同優先度上の調整指数として「ひとり親家庭」などについては加点して対応している例が多い。
- 障害児保育など、受入施設・枠が設定されているような場合は、事実上、優先的に対応している。

(2)論点

- ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなど、優先利用の認定方法について、「優先利用枠」を特別に設けることとするか、必要性の認定に当たって、ポイント加重・調整などの「優遇措置」を講ずることとするか。
※ 母子寡婦法、児童虐待防止法においては、利用に当たっての配慮規定が置かれている。
- 障害児の取扱いについて、どのように考えるか。
※ 障害児の受入れについては、事業計画上の取扱いや確認制度における定員設定、市町村による受入れが可能な施設のあつせん、事業者の応諾義務(正当な理由)等と関連。
- 保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点から、保育の利用を希望する保育士等の子どもの取扱いについて、どのように考えるか。

【主なご意見】

- ・障害者基本法では、住み慣れた地域の中で支援を受けながら、障害を持った子どもたちとその家族が暮らしていけるような社会を目指す旨が規定されており、それを原則として考えていくことが大事。
- ・絶対的な優先又は相対的な優先について、少なくとも虐待のおそれのあるケース、またはDV等のおそれがあるケースに関しては絶対優先を用いるべき。ポイント制で、ポイントを重ねたけれども入れませんでしたという形で虐待をされた子どもが亡くなってしまうようなことがあってはならない。
- ・高額所得者よりも低所得者を優先すべき。
- ・兄弟姉妹が多いほど、同じ保育所への入所は難しいといわれる。多子の場合、極力、優先的に同じ保育所に入所できるよう配慮すべきではないか。
- ・ひとり親家庭、虐待の場合と障害児の場合では、優先的な利用の場面が異なることにも留意が必要ではないか。
- ・優先利用に当たっての基本項目としては賛成。生活保護世帯については、低所得世帯のことかと思うが、生活保護を受けていない世帯であって低所得の世帯もあるのではないか。また、虐待防止は必要。
- ・低所得者の生活基盤維持の観点からも配慮が必要ではないか。

55

【主なご意見(続き)】

- ・保育士、幼稚園教諭の確保は重要である反面、必要性の認定という観点からは馴染みが薄い感がある。
- ・満3歳未満児を中心に第2子、第3子出産時の優先利用が認められるべきではないか。
- ・保育士不足は深刻であり、保育士等の優先利用について、その他の事由に位置付けるか、又は、例えば5年間なりの期間を設けて明記することで推進していくことも考えられるのではないか。
- ・その他市町村が定める事由の中に市町村が人材確保の観点から優先利用を考慮することもできると入れ込むことも1つの手段として考えられるのではないか。また、制度の循環のためには、他の保育を必要とする人の利益につながる観点から期間限定で明記していくことも考えられるのではないか。
- ・保護者の実感からしても、若い保育士が若いうちに辞めていくことなく、ワーキングマザーとしての実情も理解しながら、保育を実践できるよう、優先利用を認めていくべき。
- ・保育士の資格を有する人が優先なのか、保育士資格はないものの、保育施設等で保育に従事している人も対象なのか、線引きが難しいと感じる。
- ・どの市町村でも保育士の確保が非常に困難な状況に置かれており、保育士の優先利用できるような仕組みにしてほしい。
- ・障害児療育や社会的養護においても保育士は従事しており、ここでも保育士不足は深刻なことから、保育類似の業務に従事している者も対象にすべきではないか。
- ・保育士の確保ということだけでなく、保育士、幼稚園教諭が長期的に離職せずに経験を積むことで、質的向上を図っていく側面からも優先的な利用が必要。
- ・制度の推進のためには、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の人材確保が不可欠であることから、これらの職に就く人の子どもの優先利用を認めることは大事。
- ・保育士などの確保の観点から、方針に示されているような取扱いによって確保できる人材の数も変わってくると思うので、この方針で市町村が判断できる形にしておくのが良いのではないか。
- ・保護者が障害を持つ場合、優先的な利用を認めるべきではないか。また、放課後児童クラブの指導員についても優先的な利用を認めるべきではないか。

56

【対応方針(案)】

- 待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本としてはどうか。
 - ※その際、優先的な受入が実際に機能するよう、地域における受入体制を確認し、事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要。
- 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法24条5項に基づく措置制度も併せて活用することとしてはどうか。
- 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、以下の通り。
- それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。
 - ※ひとり親家庭は母子寡婦法、虐待は児童虐待防止法に基づき配慮が求められる事項
 - ※例えば、管内の各保育所において〇〇名ずつ障害児保育を実施している場合、その枠は、優先的に⑤の割り当てられることになる。
- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
 - 例)
 - ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
 - ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合
 - ・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合
- ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
 - ※連携施設に関する経過措置
- ⑨その他市町村が定める事由
 - ※このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)を考慮することも考えられる。
 - ※また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。
 - ※併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

57

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分（保育必要量）	③優先利用
1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由	1 保育標準時間 2 保育短時間	1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ			
<保育標準時間>			
Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□	計	X人
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○	計	Y人
※ 保育短時間も同様			

 **利用調整へ
(P67)**

58

4. 認定方法その他について

〔認定方法〕

- 教育標準時間認定については、市町村における3歳以上児であること（かつ満3歳以上・保育認定申請をしない）及び保護者の所得を確認することをもって、利用者負担の設定とともに認定するなど、認定証の発行を含め、簡素な手続きについて検討。

【主なご意見】

- ・教育標準時間認定に関しては、幼稚園及び保育者にとってできるだけ簡素化した手続きであってほしい。P47のイメージに賛成。
- ・教育標準時間認定の子どもに関する簡素な手続きについては賛成できる。
- ・内定を先に受けた後、2号認定に該当することで利用できなくなってしまう混乱しないよう、各自治体での手続事例等を示してほしい。

【対応方針(案)】

- 法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みすることが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定のみを希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設（幼稚園、認定こども園）を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本としてはどうか。

※ 入園予定の施設の内定が得られず利用施設を探す場合や、年度途中に転入し入園予定の施設がすぐに決まらない場合などは、法律の想定どおりに保護者が市町村に直接認定申請を行うことも考えられる。

- 施設への願書提出時点では入園予定の施設が特定されないため、入園内定がとれた時点以降に、入園予定の施設を通じて上記の手続を行うこととしてはどうか。

- 利用契約（内定、契約の締結など）、認定のそれぞれの時期や、施設経由の申請の法的位置付けなどについて、さらに検討が必要。

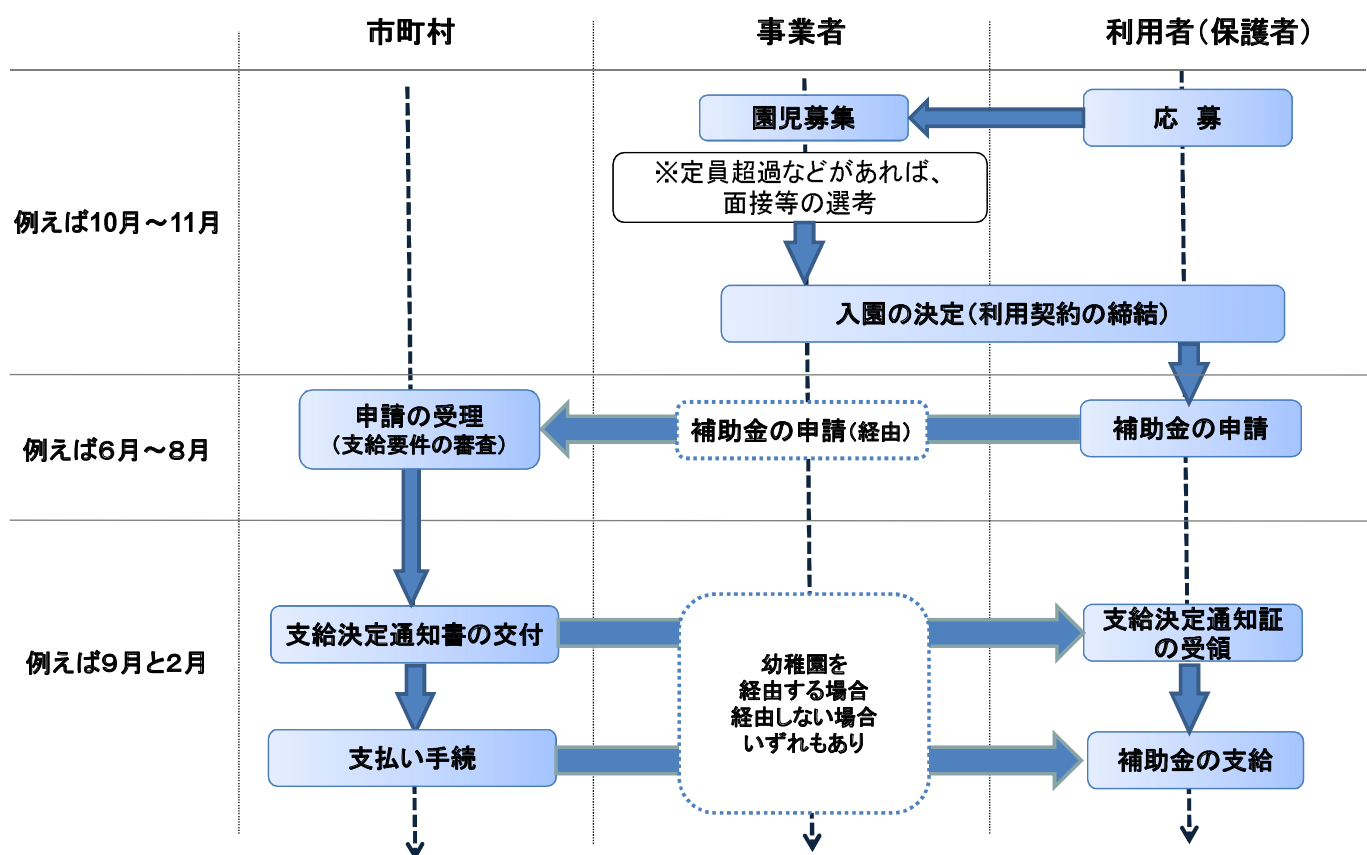
※ 所得情報の取扱いについては、確認制度の運営基準において検討。

- 現行制度における利用者が新制度へ移行する場合には、事前の認定手続きを可能とするほか、簡素な手続きについても検討が必要。

※ 介護保険は施行半年前から事前の認定手続きを開始。

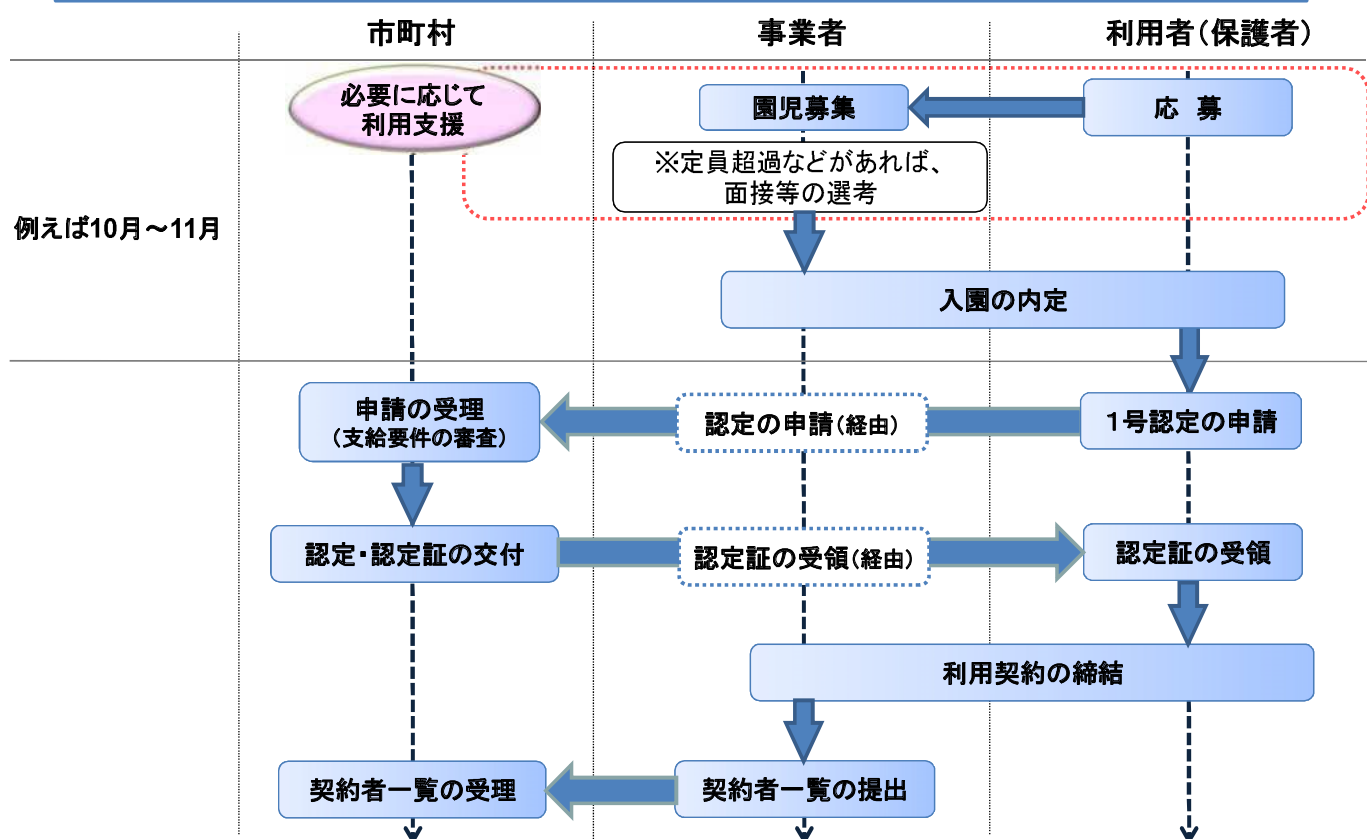
59

(参考) 現行の私立幼稚園利用・幼稚園就園奨励費支給の事務フロー(イメージ)



60

新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続(イメージ)



61

〔認定期間〕

○ 認定の有効期間を何年とするか。

- ※ 満3歳未満・保育認定から満3歳以上・保育認定への切替は職権変更。
- ※ 保護者の失業時の取扱い(求職等との関係)、就労以外の事由の場合の取扱いについても要検討
- ※ 特例給付の取扱い(保育所における保護者の失業による認定変更に伴う継続利用など。確認制度における定員設定とも関係。)

○ 事由該当の確認、利用者負担等との関係上、現況届を求めることとするか。

【主なご意見】

- ・満3歳になった場合における対応など、現行の幼稚園と保育所の制度の違いにどう対応してするのか、検討が必要ではないか。
- ・満3歳は月齢によって発達段階も幅が広く、これを踏まえた議論が必要。
- ・就学の場合、卒業後に求職活動に従事する場合がある。特に、女性の研究者などは就職先を探すのは大変であり、卒業と同時に利用ができなくなると困ることになるので、配慮してほしい。
- ・求職の場合について、就職未経験者の対応などを考慮して1ヶ月単位で運用している例もあるが、90日(3ヶ月)と一本化するのには理解できる。
- ・保育認定の職権変更については、事情が変わらないことから、手続きの簡素化のため、認定証の返納などは不要ではないか。

【対応方針】

- 教育標準時間認定の場合は、有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とする。
- 介護保険のように症状の変化等が認定に大きく寄与する仕組みではないことから、保育認定の有効期間は3年間を基本(満3歳以上・保育認定は小学校就学前まで。満3歳未満・保育認定は満3歳の誕生日まで)とする。ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとする。
※例えば、保護者の疾病であれば、入院・療養等が必要なくなった時点、就学であれば学校等を卒業した時点
- その上で、現行、運用にバラツキが見られる「求職活動」の取扱いについては、雇用保険制度に基づく失業等給付(基本手当)の給付日数が90日をベースとしていることを踏まえ、検討することとするか。
※解雇、倒産以外の一般的な求職者の取扱い(被保険者期間が10年未満の場合)
- 現況届は、事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとする。

62

〔その他〕

○ 支給認定証の様式、申請方法についても、検討が必要。

○ その際、支給認定に当たって決定される利用者負担額(=保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報※の取扱いについて検討が必要。

- ※ 上記の情報の取り扱いについては、施設の運営基準とも関連。

【検討の視点】

- 3年間(小学校就学前まで)を基本とする認定期間の考え方に照らし、毎年変わり得るものである利用者負担額は認定証に記載しないこととしてはどうか。
- 利用者負担額を認定証に記載しない場合、別途、市町村から保護者に対して、施設に提出するための利用者負担額を記載した書類を交付する必要があるのではないか。

<主なご意見>

- ・認定証に記載しないこととするのは賛成。
- ・個人情報保護の観点や毎年額が変動することから、利用者負担額を記載しない方向とすべき。

【対応方針】

- 支給認定証には毎年変わり得るものである利用者負担額は認定証に記載しないこととした上で、ほかの情報の取り扱いについては、更に検討。

○ 支給認定に当たって、事由に該当しないと判断する場合、理由の明示が必要。(子ども・子育て支援法第20条第5項)。

<主なご意見>

- ・就労や介護などの事由に該当すると認められず、必要性の認定を受けることができない場合、その理由を明確にするようにすべきではないか。

【検討の視点】

- 現行の保育制度の運用を踏まえ、理由を明示することとする。

63

3. 利用調整に係る論点について

(1) 現状等

- 保護者の申請を受けた市町村は、保護者の希望等を踏まえ、優先度・調整指数を勘案し、入所を決定することが一般的である。
- 新制度では、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。

(2) 論点

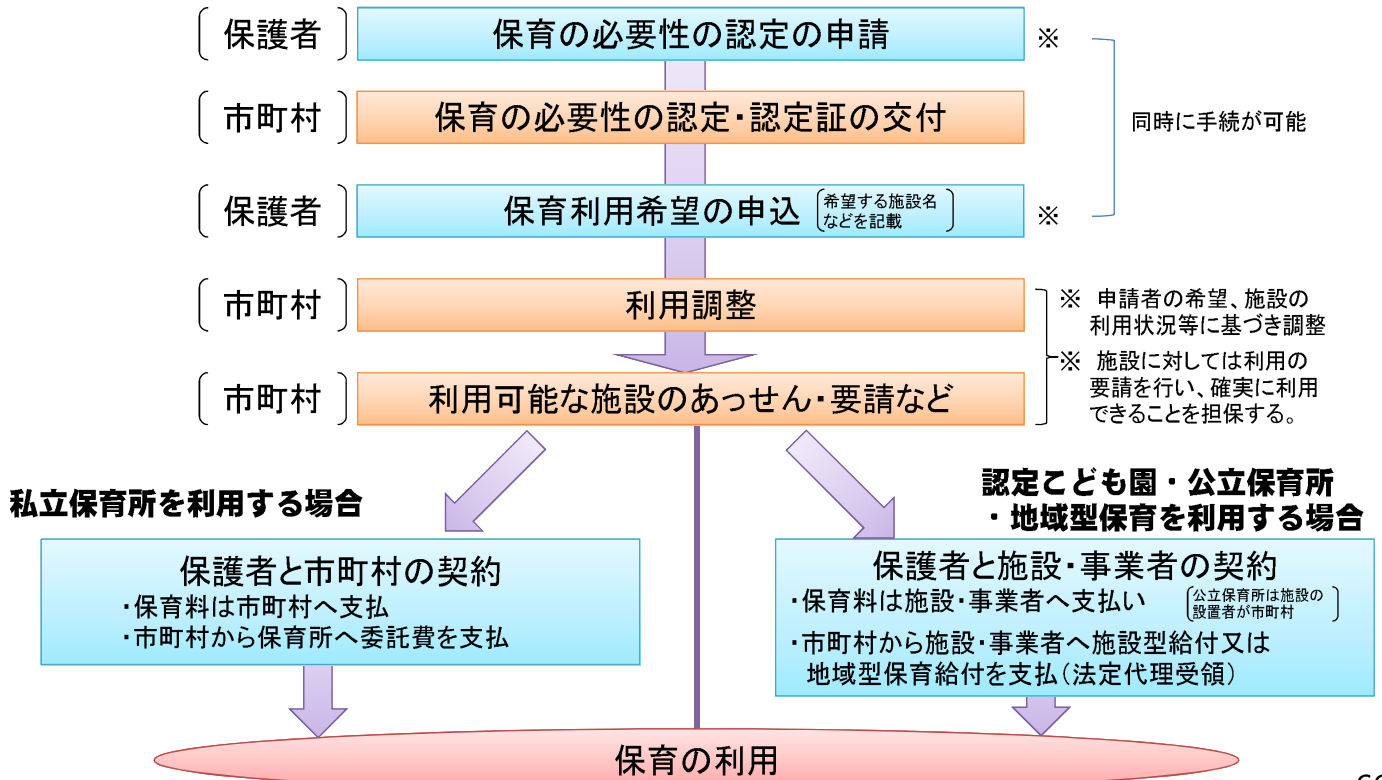
- 利用調整については、上記2の3の「優先利用」の取扱いとも連動した具体的なフローの検討が必要。
※教育標準時間認定の子どもについては、定員を超える利用の申込みがあった場合等は設置者の定める方法により選考。
- 利用調整における事務フロー（必要性の認定申請、利用申込み→調整→契約）について精査し、特に、保育標準時間・保育短時間間における調整、市町村域をまたぐ利用となる広域調整、年度途中の利用調整の取扱いについて検討が必要。
- 保育所と保育所以外の認定こども園、小規模保育とでは、事業の位置付け・契約形態が異なることから、施設間の振り分けについて客観性、透明性の確保が必要。
※その前提として、各施設・事業の情報が統一的に公表されていることが必要。
- 新制度の給付の対象にならない認可外保育施設（特に地方単独補助による認可外保育施設）の取扱いについて、どのように考えるか。

【主なご意見】

- ・認定の結果、利用する施設・事業がいつ頃決まるのかによって、復帰時期にも大きく影響する。1、2ヶ月程度だと企業側、保護者側にとって厳しいのではないか。
- ・市町村が一元的に利用調整を行うとのことだが、これまで保護者のケアを施設で行っていたことも踏まえ、たらい回しにならないようにする必要があるのではないか。
- ・これまで認定こども園では、保護者と施設の間の信頼関係をもって、直接契約により対応してきたところであるが、新制度における利用調整を受けることでこれが薄まらないか。
- ・求職により内定を得た場合や産前産後休暇から復帰する場合において、申し込んでから入所するまでの対応についても検討する必要があるか。
- ・需給状況に応じて利用調整が必要な場合があるかもしれないが、そうでない場合においては、保護者との良好な関係を構築するなど、直接契約の良さを活かすべきではないか。

(参考) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ・再掲)

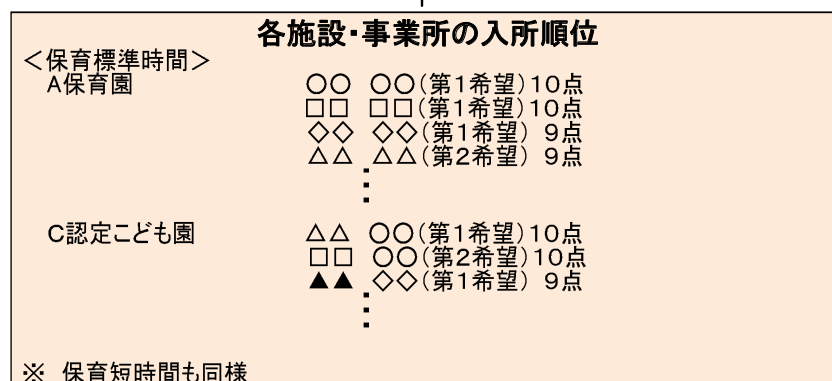
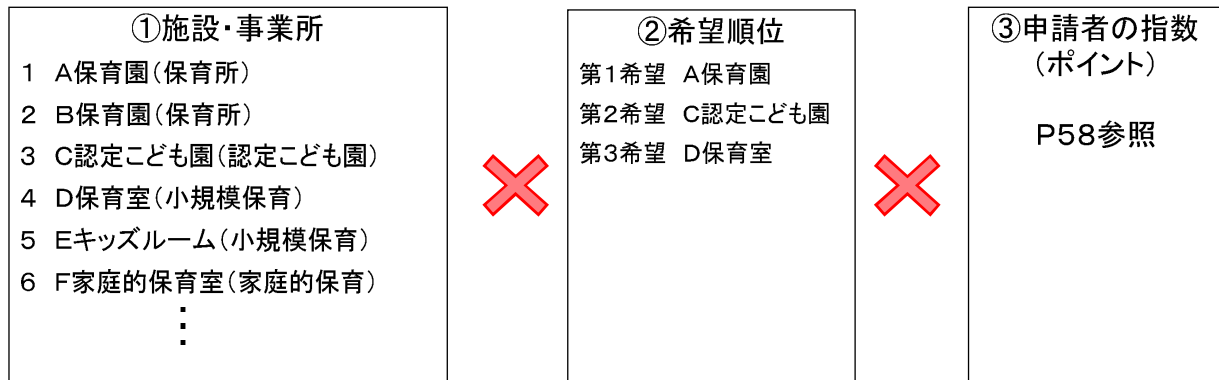
- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



66

利用調整 (選考) のイメージ①

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



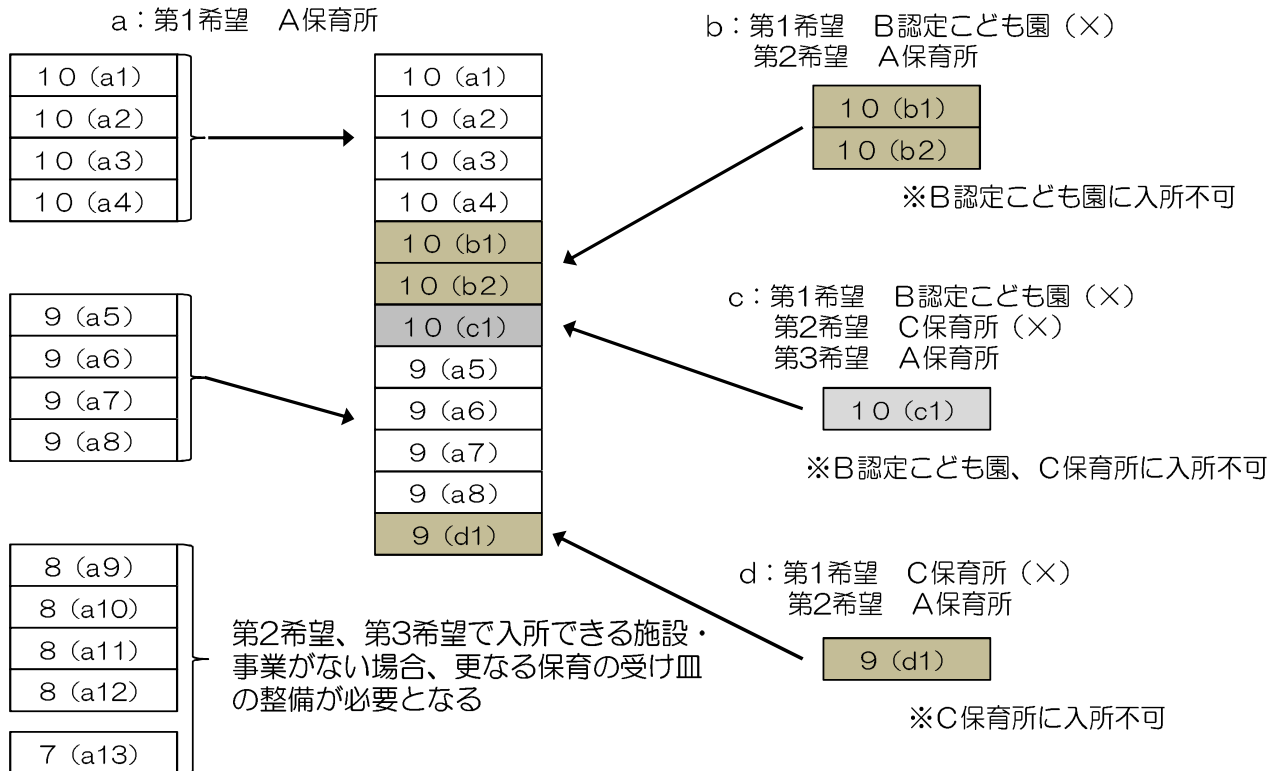
申請者への
通知、利用
手続きへ

67

利用調整（選考）のイメージ②

A保育所
1歳児 定員12人 申込者13人

○第1希望の施設ごとに申込者を取りまとめ、指数が高い順に決定



68

参考資料

【参照条文①: 現行の児童福祉法】

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

○児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

69

【参照条文②：子ども・子育て支援法】

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定(以下「支給認定」という。)を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者(以下「支給認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども(以下「支給認定子ども」という。)の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

5～7 (略)

70

【参照条文③：改正後の児童福祉法】

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

第七十三条 第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

② 第四十六条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第二十四条第五項」とあるのは「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第五項」と、「母子保護の実施のための委託」とあるのは「母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

71

【参考・子ども・子育て新システムに関する基本制度（抜粋①）】

6 新システムにおける行政が関与した利用手続

(1) 契約方式

① 保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

※ 制度施行の際、現に幼稚園・保育所を利用している子どもに関する認定については、必要な準備期間を設けつつ、簡素な手続きとなるよう検討する。

ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

- 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。
- 具体的な認定基準と認定手続は、以下のとおりとする。

i) 認定基準

A 事由

a. 就労

- フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

- 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くするなど、詳細については制度施行までに検討する。

- その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

- 月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度(「主にフルタイムの就労を想定した長時間利用(現行の11時間の開所時間に相当)」及び「主にパートタイムの就労を想定した短時間利用」))を設定

C 優先利用

- ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

72

【参考・子ども・子育て新システムに関する基本制度（抜粋②）】

ii) 認定手続

- 市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。
- 市町村は、認定を行った利用者(保護者)に対して、認定証を交付する。
- 認定証には、事由、区分(長時間利用又は短時間利用)、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続(満3歳以上の学校教育のみを受ける場合)

- 満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを認定証に記載して交付する。

※ 認定証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、事務ができるだけ簡素なものとなるよう、制度施行までに検討する。

73

(案)

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見

平成 26 年1月 15 日

子ども・子育て会議

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

以上